

## 文教福祉常任委員会会議録（平 30 年 9 月定例会 第 3 回）

招集年月日	平成 30 年 9 月 19 日（水）	午前 10 時開会
会場場所	議会委員会室	
出席委員	関口輝門委員長，鈴木俊一副委員長，荒川一秀委員，戸田見成委員，藤井敏生委員，谷仲和雄委員，石井旭委員，市村文男議長	
欠席委員		
会議事件の 説明員職氏名	島田穰一市長，加瀬博正教育長，長津智之教育部長，白井律子指導室長，菅谷清美学校教育課長，藤田誠一施設整備課長，大山浩明生涯学習課長，浅野岳夫生涯学習課参事，秋元久夫スポーツ推進課長，田村智子学校給食課長，倉田増夫保健衛生部長，服部和志医療保険課長，重藤辰雄医療保険課参事，小貫智子健康増進課長，中村哲也福祉部長，田村昇一社会福祉課長，笹目浩之子ども福祉課長，伊藤博文介護福祉課長，菅具隆福祉事務所小川支所長，寺門貴子福祉事務所美野里支所長	
職務出席者の職氏名	書記 深作 治	
付託事件	<p>①議案第 77 号 小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する条例について</p> <p>②議案第 78 号 小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について</p> <p>③議案第 79 号 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について</p> <p>④議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算（第 2 号） （文教福祉常任委員会所管事項）</p> <p>⑤議案第 82 号 平成 30 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>⑥議案第 83 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>⑦議案第 88 号 平成 30 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>⑧議案第 100 号 指定管理者の指定について</p> <p>⑨請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p>	
会議 （発言等の要旨）	<b>午前 9時57分 開会</b>	
鈴木副委員長	皆様おはようございます。 ただいまより平成 30 年第 3 回小美玉市議会定例会文教福祉常任委員会を開催いたします。 初めに委員長挨拶，関口委員長お願いいたします。	
関口委員長	おはようございます。 本日は文教福祉常任委員会ということで，たくさんの皆さまがお集まりいただきました。 そして時間前ということで，委員会の意気込みを感じるところでございます。 今日は外のほうも秋晴れというようなお天気でございます。心も清々しい中で，今日の委員会が举行されることをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。特に文教なりあるいは医療福祉の問題は，いま少子高齢化ということで大変重要だと思ひます。そういうような市民の皆さんに望まれるようなそういう体制で，執行されていくことを申し上げまして，簡単ですがご挨拶に変えさせていただきます。よろしくお願ひします。	
鈴木副委員長	続きまして，議長挨拶，市村議長よりご挨拶がございます。	
市村議長	それではおはようございます。 素晴らしい秋晴れになりました。4 日から開会された定例会一般質問，そして決算特別委員会とありまして，昨日から常任委員会，今日は文教福祉常任委員会とい	

	<p>うことで、早朝から大変ご苦勞さまでございます。今日も慎重な審査をお願いしたいなと思っております。わたしはいつも申し上げているのは、まちづくりはひとつづくりということこれが基本だと思っております。そういう中ではこの所管が大事な場面かなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦勞さまです。</p>
鈴木副委員長	<p>執行部挨拶、島田市長お願ひします。</p>
島田市長	<p>改めておはようございます。          議員の皆さま方には大変お忙しい中、本日文教福祉常任委員会ということで、付託審議誠に苦勞さまでございます。          ただいまありましたように、4日からの第3回定例議会ということで、長きに渡ってご審査をいただきました。誠に苦勞さまでした。その中でも決算では全議案お認めいただいたということで、誠に有り難く感謝を申し上げる次第でございます。この委員会にもそれぞれわたしどもの議案が何件かあるわけでありますので、慎重なるご審査をいただいております。誠に有り難くお認めいただければ大変有り難いと思ひますし、また今日は現地ということで、小川南小学校の建設状況を調査されるということでございます。天気はこのようにいいところでございますが、暑くなっているという状況だということでございので、健康管理されて調査していただけるようによろしくお願ひするところでございます。続いての審査ということで苦勞さまでございます。よろしくお願ひします。</p>
鈴木副委員長	<p>ありがとうございました。それでは議事に入ります。          議事進行のほうは、関口委員長よろしくお願ひいたします。</p>
関口委員長	<p>議事に入る前、本日福島議員、長島議員、植木議員の傍聴を許可しましたのでよろしくお願ひ致します。          それでは議事に入ります。本日の議題は、9月11日に付託された議案審査付託表のとおりであります。まず、本日の審査に先立ち、現在建設中の小川南小学校の工事について現地調査を実施しますので正面玄関に移動をお願ひいたします。          担当部署以外の方は午後1時30分再開を予定しておりますので、改めてご参集願ひします。</p>
<p><b>現地調査：小川南小学校校舎新築工事の進捗状況 10：02 - 11：20</b></p>	
<p><b>審議再開 13：28</b></p>	
<p><b>1. 議案第77号 小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する条例について</b></p>	
関口委員長	<p>それでは、午前中に引き続き議事を再開いたします。まず、議案第77号 小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
小貫健康増進課長	<p>議案77号につきましてご説明させていただきます。          小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。          提案理由につきましては、小美玉市税条例の一部改正により、入湯税に関する課税対象等基準が定められたこと、及び受益者負担の適正化並びに税負担の公平性を確保することなどに伴い、小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。          具体的な改正の内容につきましては、4枚目の新旧対照表をご覧ください。議会初日の全員協議会でも説明させていただきましたので、重複する部分があります</p>

が、ご了承願います。

別表（１）～（３）につきまして、現行では、「利用者区分」「市内居住者」「市外居住者」「備考」と４項目に分けられておりますが、複雑な表記であることから、改正案では、わかりやすく、「区分」「使用料」と２項目の表記に改めるものでございます。改正案の（１）につきましては、現行の「風呂・大広間」の表記から「小美玉温泉ことぶき（１人１回あたり）」とし、「大人（中学生）５００円」「子ども（小学生）２００円」「未就学児 無料」という３区分の料金設定に改めるものでございます。また、現行の注釈を、改正案では「※印入湯税は、小美玉市税条例（平成１８年小美玉市条例第５４条）によるため、使用料には含まない」と改めるものでございます。次に（２）休憩室につきましては、現行の備考欄に記載の「１室１日あたり」の文言を、改正案では（２）休憩室の部分に加え、「区分 ５人以上」「使用料 １,０００円」と改めるものでございます。（３）グラウンドゴルフ場につきましても、同様に、現行の備考欄の文言を冒頭部分に加え、区分に「小美玉温泉ことぶき利用者」は「使用料無料」、「上記以外の者（小学生以上）」は「使用料 ４００円」と改めるものでございます。次のページをめくっていただきまして、（４）器具備品につきましては、現行の「単位」という欄の「１人１日につき」「１曲につき」という文言を、改正案では「１曲当たり」「１人１日当たり」という文言に改め、また「利用料」とある表記を「使用料」という表記に改め、備考欄の「７０歳以上の利用者は無料」という文言を削除するものでございます。最後に、グラウンドゴルフ備品につきましては、「単位 １日当たり」「使用料 １００円」を追加するものでございます。

附則として、施行期日ですが、この条例は平成 31 年 1 月 1 日から施行するとしてご提案するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

関口委員長

以上で説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

荒川委員

ご苦労さまです。  
この会計に対しましては別に問題ないんですけども、利用状況と風紀の問題一時心配ありましたけどもその辺をお聞かせ願います。

小貫健康増進課長

まず利用状況につきましてご説明させていただきます。  
29年度の実績でいきますと、年間111万1,296名の利用者がございまして、1日当たり363名ご利用いただいております。これは28年度の実績に比べまして、28年度比で2,000人ほど多く利用していただいております。特に市外の利用者の方が増えてございまして、全体の13%を占めているという状況でございます。ちなみに今年度の利用状況について説明させていただきますが、今年度4月から8月の利用状況でございますが、同じ時期の29年度の利用状況と比較しまして約5,000人ほど減少しているという状況でございます。その主な理由としましては特に今年度に入りまして、排泄物が浴室に落ちていたというそういう迷惑行為が今年度かなり増加しているという状況でございます。29年度は1年間でそういう迷惑行為につきましては7件でございましたが、30年度につきましては既にいま現在で20件も発生しております。そのうち6件は営業中止ということでお湯を抜いて消毒し、時間的に間に合わないということで営業中止をさせていただいております。そのほかにもいろいろ湯あたりですとか喧嘩ですとか傷害、暴行、暴言等も多くありまして、29年度は17件という報告を受けておりますが、30年度既に14件ということで、その排便等の排泄に関する迷惑行為及びそういった暴行、言動の迷惑行為等が昨年に比べてかなり多くなっている状況がございまして、実績としましては昨年度よりも減少しているというそういう状況でございます。以上です。

荒川委員

ご苦労さまです。

小貫健康増進課長	<p>本当に困ったものだと思うのですが、これに対していい方向を考えて見つけ出しているんでしょうけどもどうなのが考えられるかね。</p> <p>迷惑行為をされている方の特定というのは確かなかなか難しいというのがございます。他の温泉施設についても聞き取りをさせていただいたところ、年間やはり数件はこの温泉施設でも発生しているという状況であるそうでございます。ただ温泉ことぶきに関しましては、今年度とても目立ってきておるということがございまして、まず受付の際にはおむつを使用されている方、または要介護状態であろう方に関してはお声掛けをさせていただきまして、介助員が付かない場合にはご遠慮いただくということも対応しているということでございます。ただなかなか特定ができないということもございまして、対応については毎日苦慮しているということでございます。以上でございます。</p>
荒川委員	<p>ご苦労さまです。</p> <p>本当に大変なことだと思うんですね。利用客に聞くと泉質もあっていいという評判もあるんだよね。にも関わらず風評が入っちゃうとなかなか厳しいのかなと。努力してください。</p>
関口委員長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
鈴木副委員長	<p>条例改正してどういうふうなことが想定されるのか、例えばいまよりサービスがよくなってもっと伸びると想定しているのか、条例改正の効果というか、改正したことによってどういう方向性を向いていくというシナリオを考えているのか、また指定管理者になるのは4月だと思うのですが、1月からまず選考でこれやってみるということで、こういう状態で受け入れてくれるところがあってよかったと思っているんですが、指定管理者になった以降条例を改正したあとどういうふうなものを期待してのこういう改正になっているんでしょうか。</p>
小貫健康増進課長	<p>4月より指定管理に移行するにあたりまして、まず料金改正に関しましては、メリットとしましては収入が増加するということが期待されるということでございます。また営業妨害行為に関しましても現状よりは減るのではないかと。利用者の質の向上と申しますか、そういったことも期待されますので、迷惑行為に関しても今年度よりは減少されるのではないかと期待しているところでございます。やはり指定管理による民間活力というのはとてもメリットが大きいと考えておりまして、市の経営では立ちいかなかった件、民間のノウハウを活用した経営能力ですとか、柔軟な人材活用また創意工夫なども実際に温泉施設を運営されている指定管理者が入ることによりまして、サービスの向上またはその結果コスト削減なんかも大きく期待できるのではないかと考えております。</p>
鈴木副委員長	<p>そうすると、サービスがよくなって収入が増加することを期待されているというんですけど、実質でわたしも迷惑行為でこういうのがなくなるのかなと期待しているのですが、収入増加を期待しているということですが、料金が上がったことによる利用者が減った場合は収入増加にならないケースも多分シナリオも考えられると思うんです。そのときの責任の所在はこの指定管理者にあるのか、例えば指定管理料で足りなくなっちゃった場合に一般財源から投入するのか、この見通しどおりじゃなかった場合の責任の所在とか、もしかしたら一般財源でもって指定管理料増やしてくれてなったりするのか、プラスの材料だったらいいと思うんですけどもマイナスの方向のシナリオの場合にはどういうふうな対応を考えているんでしょうか。</p>
小貫健康増進課長	<p>確かに今回料金改正するにあたってのデメリットとしては、利用者が現状よりも</p>

大きく減少するであろうと見込んでおります。ただし本来小美玉温泉ことぶきの建設当時の本来の集客見込み数というのがあったそうでございまして、1日140名から200名という年間4万人から6万人という見込みで建てられた建物と伺っております。ということでありますと現在11万人ご利用いただいておりますので、多分利用者の減少につきましては建設当時の見込数に近い数字になるのではないかと考えております。参考までに調査をさせていただきましたところ、平成26年4月の時にも料金改正をやっていたようでございまして、その当時70歳以上と小学生の方については無料という設定をされていたと。それを100円という改正をした時にどういふ減少があったかと申しますと、市内の利用者は2,300人ほど減少したとあるんですけども、反対に市外の方1,000円から600円または300円ということで減少したということがございまして、市外の方は逆に4,400人ほど増加したというデータがございました。今回の改正につきましては、市外の方いま現在600円ですが、500円ということで100円減少するというのもございまして、年々市外の方の割合が増えているということも想定しておりますので、来年度再来年度も更に市外の集客が上がるのではないかと考えております。実際改正してからどうなのかというところは出てくると思うのですが、当面は29年度の指定管理料をもとに今度指定管理者と来年度の予算に関しまして協議を行っていく予定でございまして、その辺は財政と指定管理者と共に協議しながら検討していきたいと思っております。

鈴木副委員長

こういう温泉があるというのは凄く良くて指定管理者にするのは賛成でございますので、そして指定管理者にとっても利用者にとっても、そしてこの小美玉市にとってもそれぞれ3方良しで終わるようなこれから方向でもっていただければいいと思いますので以上で終わりにします。

関口委員長

ほかに質疑はございませんか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
次に、討論に入ります。討論はございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。  
議案第77号 小美玉市小美玉温泉ことぶき条例の一部を改正する条例について採決いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 2. 議案第78号 小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について

関口委員長

つづいて、議案第78号 小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。

笹目子ども福祉課長

それでは、議案第78号 小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例の制定についてご説明いたします。  
小美玉市要保護児童対策地域協議会設置に関する条例の制定について、地方自治

法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をもとめる。平成30年9月4日提出、小美玉市長でございます。

提案理由でございますが、要保護児童の適切な保護に係る体制として、児童福祉法第25条の2各号の規定に基づき設置されている機関の設置根拠を要綱から条例に改めるため、この案を提出するものであります。小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例につきまして、説明いたします。(設置)第1条この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見及び早期対応による適切な保護又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊産婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、小美玉市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。ものでございます。第2条、(所掌事項)につきましては、(1)から(3)までの各事項に関することとでございます。第3条、(組織)につきましては、(1)から(16)の関係機関からなる委員で組織いたします。2項につきましては、委員の任期を定めております。3項につきましては、会長、副会長を定めております。第4条(会議)につきましては、会議の開催について定めております。第7条は(守秘義務)について定めております。第8条(庶務)は児童福祉担当課で行います。第9条(委任)はこの条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。附則(施行期日)1 この条例は、公布の日から施行する。2 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。別表(第1条、第3条関係)に、次のように加える。要保護児童対策地域協議会委員日額 5,000円 以上で説明を終わります。宜しく願いいたします。

関口委員長

以上で説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

鈴木副委員長

いままで要綱だったのが条例になるということで、条例でよりランクアップしたのかなと思うのですが、いままでの要綱の中でどういうふうな感じ、誰がどれくらい招集してどういうようなことをこれまで行なってきたのかなと。要綱のときということで、これまでの要綱のときの協議会の招集を誰がしてどれくらいの頻度で開かれていたんでしょうか。

笹目子ども福祉課長

協議会の会議につきましては、代表者会議が年1回、実務者会議は虐待の案件が上がる度に個別ケース会議というのを開いているんですけども、その案件が本年度で言いますと既に41件上がってきております。その中で最も危険そうなのに関しては実務者会議を開いておりますので、今年は来週の25日に開くんですけどもそれが第1回目です。以上です。

鈴木副委員長

41件ももうやっているという対応がかなり凄いな数だなと思って。わたしも昔虐待児を扱うところにいたものですからどれくらいあるのか心配していたんですけども、そのときの大事なものは個別ケース会議を開いてあげて一人の子に対してたくさんいろんな角度で話し合っているというのが大事だと思いますので、この要綱から条例になって対応をこれからも。年1回しかないと言っていたんですけど、個別ケース会議は結構開いているということですので、今後是非子どもたちのために頑張ってもらいたいと思いますので以上で終わりにします。

関口委員長

ほかに質疑はございませんか。  
ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
次に、討論に入ります。討論はございますか。

各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第 78 号 小美玉市要保護児童対策地域協議会設置条例の制定について採決いたします。</p> <p>おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 3. 議案第 79 号 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について

関口委員長	つづいて、議案第 79 号 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。
伊藤介護福祉課長	<p>それでは、議案第 79 号 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定についてご説明いたします。</p> <p>小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定にきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をもとめる。平成 30 年 9 月 4 日提出、小美玉市長でございます。</p> <p>提案理由でございますが、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、虐待を受けた高齢者の適切な保護、及び擁護者に適切な支援を行うための体制として設置されている、機関の設置根拠を要綱から条例に改めるため、この案を提出するものでございます。次ページをお願いします。小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例、につきまして、説明いたします。(設置) 第 1 条 この条例は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資するため、小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。ものでございます。第 2 条、(所掌事項)につきまして、(1) から (5) までの各事項に関することでございます。第 3 条、(組織) につきまして、(1) から (7) の関係機関から 10 名以内の委員で組織いたします。</p> <p>第 4 条、につきまして、委員の任期を定めております。任期は 2 年でございます。第 5 条は委員長及び副委員長を定めております。第 6 条は会議の開催について定めております。第 7 条は(守秘義務)について定めております。第 8 条 委員会の事務局は、福祉部介護福祉課で行います。(委任) 第 9 条この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。附則でございますが(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。2 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(平成 18 年小美玉市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。別表(第 1 条関係、第 3 条関係)に、次のように加える。高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員日額 5,000 円副市長、3 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱(平成 19 年告示第 132 号)は、廃止する。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
関口委員長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑は挙手によりこれを許します。</p>

鈴木副委員長	さっき子どもたちの虐待のこともあったんですけど、高齢者の虐待というのは実際いまだれぐらい報告されて分かっているだけではないのでしょうか。
伊藤介護福祉課長	29年度の実績で言いますと、相談件数ということで25件で実際に対応したいということで14件ございます。相談というか通報につきましては、近隣の人であるとか警察であるとか医療関係者とかそういうところから重複ではありますけれども件数がございます。状況につきましては実際体を殴られたとかそういうこともございますが、そういうことではなく暴言とか心身的にそういうものも虐待ということで取り扱っているところでございます。以上でございます。
鈴木副委員長	以上です。
関口委員長	ほかに。
荒川委員	そうするといま認知症になっちゃって徘徊する場合に家に縛っておくのは虐待になっちゃうのかな。その辺の程度の問題はどの辺でみれば。
伊藤介護福祉課長	施設でいうとそういうものは虐待という対応になりますが、それもよく家族と話し合っただうしても危険が伴うものにつきまして全部が認められるわけではございませんが、そういうどうしても手薄になってしまう夜であるとか、みる方がいるときにはそういうこともしないように指導はしております。
荒川委員	あくまでも家族とか施設との信頼関係とかあると思うんですよね。どこで線をピタッと引けないところもあると思うんですよね。難しいかもしれませんがね。
関口委員長	ほかに質疑はございませんか。 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。 次に、討論に入ります。討論はございますか。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 議案第 79 号 小美玉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例の制定について採決いたします。 おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
<b>4. 議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(第 2 号)</b> <b>文教福祉常任委員会所管事項</b>	
関口委員長	続いて、議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(第 2 号)のうち、文教福祉常任委員会所管事項について議題といたします。執行部より説明を求めます。
笹目子ども福祉課長	議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算 文教福祉常任委員会 所管事項についてご説明いたします。 歳入から、ご説明いたします。7 ページをお開き下さい。

菅谷学校教育課長	<p>15 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 2 節児童福祉費負担金ですが、児童福祉施設入所措置費国庫負担金 256 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、母子生活支援施設利用扶助費に充当するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
田村社会福祉課長	<p>続きまして、2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金は、総額で 111 万 7,000 円の補正増をお願いするものです。</p> <p>内訳としまして、2 節児童福祉費補助金では「子ども・子育て支援交付金」として、50 万 4,000 円の増額をお願いするもので、放課後子どもプラン推進費に充当するものでございます。</p>
服部医療保険課長	<p>同じく 3 節生活保護費補助金ですが、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 61 万 3,000 円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらは、歳出の社会福祉事務費に計上しております、子どもの学習支援事業に充当するものです。</p>
笹目子ども福祉課長	<p>3 項委託金 2 目民生費委託金 1 節社会福祉費委託金の国民年金事務費委託金は、国民年金保険料の免除に関するシステム改修経費分 12 万 4,000 円の補正増です。</p>
菅谷学校教育課長	<p>続きまして、16 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 2 節児童福祉費負担金ですが、児童福祉施設入所措置費県負担金 128 万 4,000 円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらでも母子生活支援施設利用扶助費に充当するものです。</p> <p>割合としましては、国庫負担金が 2 分の 1、県負担金が 4 分の 1 の補助率となっております。</p>
大山生涯学習課長	<p>2 項県補助金 2 目民生費補助金は 5 節児童福祉費補助金の「子ども・子育て支援交付金」で 50 万 4,000 円の補正増をお願いするものです。国補助金同様、放課後子どもプラン推進費に充当するものでございます。</p>
伊藤介護福祉課長	<p>18 款寄付金 1 項寄付金 4 目 3 節教育費寄付金につきましては、「社会教育に対する指定寄付金」として、100 万円の補正増をお願いするものです。充当先でございしますが、指定のありました文化財の説明版の更新とやすらぎの里小川の環境整備でございます。</p>
大山生涯学習課長	<p>19 款繰入金 1 項特別会計繰入金 3 目介護保険特別会計繰入金 1 節介護保険特別会計繰入金でございますが、559 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。平成 29 年度の介護保険特別会計決算による、清算分としての繰入金でございます。</p>
田村社会福祉課長	<p>8 ページをお開き願います。19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目 1 節基金繰入金につきましては、「地区集会施設維持管理基金繰入金」として、41 万 3,000 円の補正増をお願いするものです。これは、各区公民館の整備費に対する補助金に充当するものでございます。</p> <p>続きまして、21 款諸収入 5 項雑入 5 目雑入 3 節雑入ですが、市社会福祉協議会補助金返還金 442 万 6,000 円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらの社会福祉協議会補助金は、協議会の法人運営に要する人件費に補助しているもので、29 年度の必要経費確定に伴い今回の計上額が返還となるものです。</p>

秋元スポーツ推進課長	<p>続きまして、スポーツ推進課所管の歳入補正について説明させていただきます。21 款諸収入 5 項雑入 5 目雑入 3 節雑入 ネーミングライセンス料 100 万円、同じく国体関連事業費助成金 500 万円の補正増をお願いするものでございます。詳細については、歳出補正で説明させていただきます。</p>
田村社会福祉長	<p>続きまして、歳出についてご説明いたします。14 ページをお開き願います。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 2,427 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。1 社会福祉事務費に要する職員給与費につきましては、説明を省略させていただきます。以降、各所管の職員給与費につきましても、説明は省略させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。2 社会福祉事務費ですが、生活保護や生活困窮状態にある世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施する委託料 122 万 7,000 円と 29 年度の臨時福祉給付金の確定に伴う、補助金清算による国県補助等返納金 523 万 4,000 円、合わせて 646 万 1,000 円を計上しております。</p>
服部医療保険課長	<p>続きまして、説明欄 5 の国民健康保険特別会計繰出金 2,033 万 6,000 円の補正増は、その他一般会計繰出金の増額、それと白河診療所繰出金は、国保特別会計診療施設勘定の前年度繰越金の確定に伴い、減額するものです。</p>
伊藤介護福祉課長	<p>つづきまして、介護福祉課所管につきまして、説明いたします。2 目高齢福祉費 229 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。コード 2 老人福祉事務費につきまして、3,000 円の補正増をお願いするものです。国・県補助金等返納金 3,000 円でございますが、低所得者保険料軽減負担金 29 年度実績に伴う返納金でございます。コード 12 介護保険特別会計繰出金 289 万 4,000 円の減額をお願いするものです。介護保険特別会計職員の、職員給与費分人事異動によるものです。</p>
服部医療保険課長	<p>4 目国民年金事務費 説明欄 2 国民年金事務費 12 万 5,000 円の補正増は、国民年金保険料の免除に関するシステム改修委託料です。 5 目老人医療給付費につきましては、881 万 6,000 円の補正増で、内容は、説明欄 2 後期高齢者医療保険特別会計への繰出金で、人事異動に伴う人件費の増額によるものです。</p>
笹目子ども福祉課長	<p>続きまして、16 ページ子ども福祉課所管の歳出の説明となります。 中段の 3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費につきまして、513 万 7,000 円の補正増をお願いするものです。 内容としましては、説明欄 2 児童福祉事務費の扶助費として、DV 被害者である保護者及び児童を事情により県外の母子生活支援施設において保護及び入所するため、補正増をお願いするものです。 続きまして、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 5 子ども・子育て会議事業につきまして、12 万円の補正増をお願いするものです。 内容としましては、この後をお願いする、第 2 期子ども・子育て支援事業計画に伴う会議の委員報酬を計上しております。 続きまして、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 5 子ども・子育て会議事業につきまして、300 万円の補正増をお願いするものです。 内容としましては、第 1 期子ども・子育て支援事業が来年で終了する為、本年度に於いて第 2 期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査を実施するための委託料を計上しております。 続きまして、17 ページをご覧ください。 2 項児童福祉費 3 目児童福祉施設費 2 民間保育所等補助事業につきまして、590 万 4,000 円の補正増をお願いするものです。 内容につきましては、保育所補助事業においての、過年度清算による平成 29 年</p>

度補助事業費の返納金でございます。

小貫健康増進課長

続きまして、健康増進課所管の歳出について説明させていただきます。

18ページをお開きください。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目保健センター管理運営費の説明欄1小美玉市保健施設管理運営費につきまして363万円の補正増をお願いするものでございます。

11節需用費 細節6 修繕料72万4,000円につきましては、四季健康館の浄化槽放流ポンプ配管交換、機械室内のろ過昇温システムの漏水修繕226,885円、健康風呂の地下ピットの漏水修繕でございます。

15節工事請負費290万6,000円につきましては、四季健康館機械室修繕工事43万2,000円ですが、これは健康風呂のジェット水流を放出するためのポンプを交換する工事費でございます。

保健施設空調修繕工事33万5,000円につきましては、玉里保健福祉センターの空調機の膨張弁を交換する工事費でございます。

保健施設駐車場整備工事97万2,000円につきましては、福祉作業所の「かな」と「つばさ」の統合に対応するため、四季健康館の敷地内に、倉庫の移設と駐車場を整備する工事費でございます。

保健施設電気設備工事116万7,000円につきましては、四季健康館の高圧ケーブル更新工事でございます。

続きまして、5目小美玉温泉ことぶき管理運営費でございます。

19ページをご覧ください。

説明欄2の小美玉温泉ことぶき管理運営経費につきまして、225万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

13節委託料40万2,000円につきましては、まず高架水槽及び受水槽清掃委託料として28万3,000円でございます。これは、お湯を貯めるストレージタンクの清掃消毒業務及び井水貯留槽清掃業務の委託料でございます。

次に、サウナ設備点検業務委託料 11万9,000円でございますが、サウナヒーターの点検業務を委託するものでございます。

15節工事請負費184万9,000円につきましては、排煙建具等の修繕工事費でございます。休憩室及びロビーの壁紙や浴室ガラス等の修繕、厨房のアルミサッシの修繕を行うものでございます。

健康増進課所管につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします

菅谷学校教育課長

続きまして、教育委員会所管の歳出について、説明させていただきます。

27ページをお開き願います。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費は、90万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、教育長及び職員給与費のため、説明を省略させていただきます。

続きまして、4目放課後子どもプラン推進費は、事業1放課後児童対策事業の、放課後児童クラブ教室エアコン設置工事として151万2,000円の補正増をお願いするものです。

来年4月に開校する小川南小学校の放課後児童クラブは、校舎1階の多目的教室2つ分を利用する予定ですが、登録児童数の急増により、校舎内の教室だけでは預かりきれない状況が発生することが見込まれることから、体育館にある管理事務室を児童クラブの教室として利用できるよう、エアコンの設置を行うものでございます。

藤田施設整備課長

続きまして、28ページをご覧くださいと思います。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費 事業2小学校施設管理費につま

して、948万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節需用費の修繕料として、622万1,000円の増額でございますが、各小学校における前年度の修繕実績によりまして見込算定しているものでございます。

また、13節委託料の特殊建物定期報告委託料といたしまして、110万3,000円の増額でございます。こちらは、市内小学校8校の防火設備定期点検・報告業務に伴う委託料でございます。

また、15節工事請負費の校舎改修工事といたしまして216万5,000円の増額で、こちらは、羽鳥小学校の職員室と教室を結ぶインターホンの設置工事となります。

続きまして、3目学校建設費 事業1 小学校建設事業につきまして、661万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、13節委託料の実施設計委託料といたしまして、羽鳥小学校と納場小学校の校舎トイレ改修工事に向けた実施設計委託料でございます。

続きまして、3項中学校費 1目学校管理費 事業2 中学校施設管理費につきまして、368万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節需用費の修繕料として、320万6,000円の増額でございますが、小学校管理費同様、各中学校における前年度の修繕実績によりまして見込算定しているものでございます。

また、13節委託料の特殊建物定期報告委託料といたしまして、47万6,000円の増額でございます。こちらは、市内4中学校の防火設備定期点検・報告業務に伴う委託料でございます。

続きまして、29ページをご覧ください。

4項幼稚園費 1目幼稚園管理費 事業3 幼稚園施設管理費につきまして、145万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、11節需用費の修繕料として、27万5,000円の増額でございますが、各幼稚園における前年度の修繕実績によりまして見込算定しているものでございます。

また、13節委託料になりますが、元気っ子幼稚園の防火設備定期点検・報告業務に伴います、特殊建物定期報告委託料といたしまして、4万3,000円、玉里幼稚園の空調機薬品洗浄業務委託料といたしまして、54万円の増額でございます。

また、15節工事請負費 園舎改修工事として、59万4,000円の増額でございますが、納場幼稚園のサッシ改修工事となります。

施設整備課所管につきましては、以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出について、ご説明させていただきます。

5項社会教育費 1目社会教育総務費でございます。

30ページをお開き願います。事業2の社会教育総務事務費につきまして、64万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、各区公民館整備費補助金の交付申請がありました、清水頭区ほか2件の修繕費について、補助金を計上させていただきました。

また、地区集会施設維持管理基金繰入金の充当をさせていただくものでございます。

続きまして、2目公民館費 事業5 美野里公民館施設維持管理費につきまして、9万円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、公民館玄関前のタイル剥離に伴う修繕料でございます。

事業6 羽鳥公民館施設維持管理費につきまして、7万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、公民館玄関入口にあります階段手すりの修繕料でございます。

事業8 農村女性の家施設維持管理費につきまして、3万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としましては、浄化槽の汚泥引き抜きのための手数料でございます。

事業9 農村環境改善センター施設維持管理費につきまして、192万2,000円の補正

大山生涯学習課長

増をお願いするものでございます。内容としましては、多目的ホール照明の修繕及び、玄関ホール雨漏り防止のための修繕、並びに照明の修繕料、工事請負費としまして、多目的ホールに設置されております修繕不能で、使用できなくなっているバスケットゴールを安全上の観点から、撤去する費用、同じく、多目的ホールで使用されます、体育用備品購入費、バドミントン支柱について、購入をするものでございます。続いて、31ページをお願いいたします。

3目図書館・資料館費 事業5文化財調査・管理経費につきまして、40万円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、指定寄附金を活用し、老朽化した文化財の説明版の更新を行うもので、竹原中郷の永福寺所蔵の木造阿弥陀如来坐像及び、下馬場に所在します地蔵塚古墳を予定しております。

続きまして、4目やすらぎの里運営費でございます。32ページをお開き願います。

事業3やすらぎの里施設維持管理費につきまして、92万9,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としましては、文芸棟通路床下の修繕、また、指定寄附金を活用した環境整備として、樹木伐採工事にかかる費用でございます。

続きまして、5目生涯学習センター費 事業2生涯学習センター施設維持管理費につきまして、302万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としましては、職員1名が産休、育休に入るため、その期間の臨時職員の社会保険料と賃金、工事請負費としまして、文化ホールにあります舞台照明を扱うシーリングスポット室の空調設備修繕、また消防用設備の修繕としまして、火災通報装置、並びに水道加圧装置ポンプの交換工事にかかる費用でございます。

生涯学習課所管につきましては、以上でございます。

秋元スポーツ推進課長

10款教育費 6項保健体育費 2目保健体育施設費 1小川運動公園施設維持管理費のうち 15節工事請負費72万円の補正増、内容につきましては、体育館天井改修工事19万9,000円、体育館スロープ改修工事19万7,000円、駐車場照明修繕工事32万4,000円でございます。

次に、同じく 10款教育費 6項保健体育費 2目保健体育施設費 2希望ヶ丘公園施設維持管理費のうち 15節工事請負費93万7,000円の補正増、内容につきましては、野球場バックネット改修工事でございます。

次に、同じく 10款教育費 6項保健体育費 2目保健体育施設費 3市内体育施設維持管理費のうち 13節委託料25万8,000円の補正増、内容につきましては、小川海洋センター空調機ボイラー整備委託料 15節工事請負費93万5,000円の補正増、内容につきましては、樹木伐採工事78万3,000円、川戸地区ゲートボール場・前野地区旧ゲートボール場プレハブ解体工事15万2,000円でございます。

田村学校給食課長

続いて、学校給食課所管の説明をさせていただきます。34ページをお願いいたします。事業5小美玉市共同調理場施設維持管理費で、81万円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして、11節需用費で、排水処理施設の膜カートリッジの破損による交換修理でございます。以上でございます。

秋元スポーツ推進課長

13款諸支出金 1項基金費 7目体力づくり基金費400万の補正増、歳入における雑入のうち国体関連事業費助成金500万円のうち、現年度事業充当残額分を積立てるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

関口委員長

以上で説明は終わりました。議事の都合上、40分まで休憩といたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

関口委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

	<p>これより質疑に入ります。 質疑は挙手によりこれを許します。</p>
谷仲委員	<p>27 ページの、放課後児童対策事業の小川南小学校の放課後児童クラブで説明した当初の見込みとどれぐらいのところが多くあったかと、またこの放課後児童クラブは年度ごとで若干上下あるかと思いますが、だいたいどれぐらいの開きがあったかというそのところをお話いただければと思います。</p>
菅谷学校教育課長	<p>ただいまの谷仲委員さんのご質問にお答えさせていただきます。当初設計をしたときの見込みとしましては75名ということで見込みを出しておりました。ですが、現在平成30年度の小川小学校と橘小学校の登録児童数ですが、通常の月曜日から金曜日まで放課後を利用するという登録している児童数は、小川67名、橘64名、合計で131名登録しております。更に夏休み等の長期休業日のみ利用したいというお子さんも合計しますと155名の登録が現在ございます。ですが、登録児童が毎日利用するわけではございませんで、1日の平均利用数でございますが、直近7月の利用数なんです、最大で小川が67名、橘54名合計121名、これが最大で利用した人数でございます。平均しますと小川が49名、橘が44名、合計で93名でこれはあくまでも30年度7月の平均利用数でございます。</p>
谷仲委員	<p>小川南小の放課後児童クラブの部屋のスペースとしては、こちらの対応でまかなうことができるという認識でよろしいでしょうか。</p>
菅谷学校教育課長	<p>現在建設中の小学校の校舎の中で、多目的教室2教室分でございますが、そちらで102名が利用できる状況でございます。さらに体育館の管理事務室こちらを29名利用できるというような現在計算をしております。合計で131名の利用ができると考えております。</p>
関口委員長	<p>よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。</p>
鈴木副委員長	<p>14 ページの社会福祉事務費の13委託料、子どもの学習支援事業業務委託料のところ、いつからいつぐらいの期間で何人ぐらいを想定してどういうふうな事業なのか内容を知りたいのですが。</p>
田村社会福祉課長	<p>子どもの学習支援事業業務委託料でございますが、開設予定期間でございますけど、12月末から3月31日までを考えております。内容でございますがまず対象者として、生活保護世帯及び準要保護世帯の中学生約64名おりますが、その中の人数として20名程度を考えております。よろしいでしょうか。</p>
鈴木副委員長	<p>20名ぐらいを想定して先ほどの放課後児童クラブのような感じでみていくのか、どういうふうな支援を想定しているのか具体的な例えば月曜日から金曜日までとか日曜日とかそういう具体的なのが知りたいのですが。</p>
田村社会福祉課長	<p>開催日時につきましては、毎週土曜日午後1時30分から午後4時30までの約3時間なんです、この間子どもによっては居られる時間が30分でも1時間でも対処するような学習時間になることも想定しております。</p>
鈴木副委員長	<p>12月から3月までの土曜日だけだと10回ぐらいですか。想定している回数というのは。</p>
田村社会福祉課長	<p>12月からということでただいまご説明させていただきましたが、このあとのやり方ですが、募集を子どもたちのほうに直接お知らせをして参加を募ってきたいと考えております。それから事業者につきましては公募型によりますプロポーザル方式</p>

でやりたいと考えております。募集期間としましては 10 月中旬から下旬ごろまでを想定しておりまして、そのあと選考委員会を 11 月末日ぐらいに行いたいと考えております。またそのあと締結をしまして開設予定としましては 12 月下旬頃になると思われますので、実質的には 1 月からになってしまうのかなというのがいまの状況でございます。あとは週 1 回毎週土曜日ですから 3 ヶ月ですと 12 回ぐらいになると思います。

鈴木副委員長

小美玉市全体で 1 箇所に集めて支援するのかそれとも家庭教師のように指導者が回っていくのか、指導の方法はどういうふうになりますでしょうか。

田村社会福祉課長

まず、会場の方を現在美野里公民館の 2 階の研修室のほうで考えております。そちらの会場を使いまして指導の方法ですが、責任者 1 名、支援者 1 名、学習支援としまして 2 名から 3 名程度の指導支援という形で実施してまいりたいと考えております。

鈴木副委員長

小美玉市だと美野里公民館まで遠くの地域だと子どもたち来るのも生活保護の方だったり要支援の方だったりすると大変だと思うのですが、自転車で来れない場合とかはどうやって呼ぶんでしょうか。

田村社会福祉課長

ただいまご指摘ありましたように、確かに自転車で来れない方もいると思います。そういった方につきましては保護者の送迎というのもあると思いますが、不可能な方もおりますので、受託者にワゴン車等で送迎してもらえたい対応を考慮したいと考えております。

鈴木副委員長

分かりました。是非こういう家庭の子どもたちにこそ教育の負の連鎖といわれているので、貧困家庭からまた貧困家庭が生まれてくるという負の連鎖を断ち切るためにも是非こういう力を入れてほしいなと思います。

あともう 1 点 28 ページのところで、羽鳥小学校の小学校施設管理費の校舎改修工事でインターホンを職員室と教室に付けるということだったんですが、羽鳥小学校だけなのか、ほかの小学校には全部付いていてなのか、羽鳥小学校だけなのかこれを具体的に教えてください。

藤田施設整備課長

ただいまの鈴木委員のご質問ですが、市内と学校とのインターホンの設置状況でございますが、小学校は 12 校中 6 校がインターホンを設置してございます。中学校につきましては、4 校中 3 校が設置済という形になってございます。ただいまのご質問で何故羽鳥小だけというお話ですが、羽鳥小学校につきましては現在情緒的不安定な児童が複数在籍しておりまして、生活介助員での対応を行っているところですが、教室から離脱したり生活介助員を振り切って校舎内を逃げ回るなどの事案が多々あるということを聞いております。このような事案にすぐ対応する必要がありますが、職員室への連絡にインターホンがないため手間取っているという状況が小学校の方からありまして、そういった場合の初期対応や複数の職員での対応が遅れるなどがありますことから早急に羽鳥小学校については対応していきたいというふうに考えておりまして、今回増額補正をお願いするものでございます。

鈴木副委員長

そういう事情があったということが分かってよかったです。  
もう 1 点中段になりますが、小学校建設事業の実施設設計委託料で羽鳥小学校と納場小学校ということだったんですけれども、もう 1 回どうなのか知りたいんですが。

藤田施設整備課長

実際羽鳥小、納場小につきましてはこれまでも老朽化が進んでおりまして、特にトイレの悪臭等の要望がありましたので、そちらにつきまして全面的に配管から改修をしていきたいというところで改修にあたっての実施設設計の増額補正を提案さ

せていただきたいと思います。

鈴木副委員長

羽鳥小と納場小ではそういう事情があるというのは前から老朽化のことは言われているんですが、荒川委員ではないですけど前民生委員さん児童委員さんの集まりでお招きいただいたときに、納場小の外観がどうかかならないかというお話を受けまして、例えば周りの汚れを落とすとかペンキを塗るとかそういうのも実施設計と一緒に幾らぐらい掛かるかだけでも調査とかどうですかね。

藤田施設整備課長

ただいまご質問ありましたとおり、納場小の外壁の清掃につきましても今回の実施設計でもそういったところも考慮させていただきまして、実際のトイレ改修時にはそういった清掃もできるような形で検討していきたいというふうに考えておりますのでお願いいたします。

鈴木委員

やっぱり綺麗な学校のほうが、シビックプライド醸成にも綺麗な学校のほうがシビックプライド醸成できると思いますので、子どもたちが喜んでもらえてあそこの学校行きたいなというような学校になってもらえるように、もしそういう予算だったら皆さん喜んで賛成してもらえるとしますので是非よろしくお願いします。以上です。

関口委員長

ほかにいかがでしょうか。

荒川委員

わたしのほうからは、いま鈴木委員さんの話で本当に堅倉の人が納場の羽鳥の方まで気を使っていたいて有り難いなと思っておりますし、この補正予算組んでいただいた執行部に対しましても関係職員さん特に市長のところをお願いにいった経緯もありますがありがとうございます。本当にわたしはほかの細かい話とはともかくですが、説明のときに全員職員の給与関係に関してはということに割愛させていただきますとどこの委員会もやっているんですけども、別に割愛する理由は何なのかを。要するに歳出の3、40%が人件費を進めているのに、うちの課はこういうところで職員が手が足らなくて入れたんだよとか、そういう何等かの事情も説明に加えてもおかしくないのかな。なおさらこんだけの行数を使って印刷してあるんだからとわたしは思うのですが。これは全体に対してのわたしは問題だと思うんですけどね。決してわたしたちが職員の給与に対してどうこう突っ込んで言う気持ちではないんだよね。ちょっとしたひと言こういう訳で増額になりました、こういう訳で減額になりましたというふうな説明があつてしかるべきかなと思いますけどどうでしょうか。要望にします。

関口委員長

さて、誰が答弁しますか。

荒川委員

要望にします。

中村福祉部長

荒川委員さんのご質問ですが、職員の給与に関しては総務委員会のほうで案件としてあげているということで、多くは4月の人事異動に伴いまして人それぞれ給与が違いますので、それによって増減が出てくるという事案なもので、こちらのほうの委員会では割愛させていただいているというのが事情でございますのでご理解いただければと思います。

関口委員長

ご理解いただきたいということです。

荒川委員

要望だからいがあったんだけど。分かるんだけど説明のときに割愛しますと言わないでちょっとひと言どうかということ。そういうことで努力してください。

関口委員長	<p>要望ということで。 ほか、ございますか。 ないようですので以上で質疑を終結いたします。 次に討論に入ります。討論ございますか。</p>
各委員	(「なし」の呼ぶ声)
関口委員長	<p>ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。議案第 81 号 平成 30 年度小美玉市一般会計補正予算(第 2 号)のうち、文教福祉常任委員会所管事項について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 5. 議案第 82 号 平成 30 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

関口委員長	<p>続いて、議案第 82 号 平成 30 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。執行部からの説明を求めます。</p>
服部医療保険課長	<p>議案第 82 号 平成 30 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。1 枚目をお開き願います。 歳入歳出予算の補正、第 1 条事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,733 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 56 億 2,644 万円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 4,469 万 4,000 円とするものです。 4 ページをお開き願います。歳入の補正で、1 款国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税が 566 万 5 千円の補正増、2 目退職被保険者等国民健康保険税が 299 万 4,000 円の補正減でございます。これらは、国保税の算定により調定額が確定したため、補正するものです。次の 6 款県支出金 1 項県負担金 1 目保険給付費等交付金につきましては、59 万 4,000 円の補正増で、国保事業報告システム改修経費分として市町村向け特別調整交付金と、70 歳以上の高額療養費支給申請の簡素化のためのシステム改修経費分として県繰入金を増額するものです。8 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金につきましては、2,825 万 5,000 円の補正増で、職員の人事異動に伴う給与費等繰入金の減額と、その他一般会計繰入金歳入歳出金額の調整の増額によるものです。5 ページ 9 款繰越金 1 項 繰越金につきましては、5,581 万 2,000 円の補正増で、内訳は、療養給付費等交付金繰越金 1,092 万 7,000 円、その他繰越金 4,488 万 5,000 円の補正増です。続きまして、6 ページの歳出の補正です。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 説明欄 2 の一般管理事務費は、37 万 1,000 円の補正増で、内容は委託契約による契約差金の減額とシステム改修委託料の増額です。7 ページの 3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、今年度からの国保制度改革により、市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付するための財源として、都道府県が市町村から徴収するもので、1 項医療給付費分につきましては、402 万 3,000 円の補正増で、内訳は一般被保険者医療給付費分の負担金が 400 万 9,000 円、退職被保険者等医療給付費分の負担金が 1 万 4,000 円の増額です。2 項後期高齢者支援金等分につきましては、359 万 4,000 円の補正減で、内訳は一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金が 358 万 3,000 円の減、8 ページになります。退職被保険者等後期高齢者支援金等分の負担金が 1 万 1,000 円の減額です。3 項介護納付金分につきましては、介護納付金分負担金として 130 万 3,000 円の補正減で、これらは納付金額の決定により補正するもの</p>

です。 9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金につきましては、9,551 万円の補正増で、内容は 2 目退職被保険者等保険税還付金は、支出見込みによる増額で、6 目療養給付費等負担金償還金、9 ページになります 7 目療養給付費等交付金償還金、8 目その他償還金は、平成 29 年度療養給付費等負担金、退職者医療療養給付費等交付金、特定健診・保健指導負担金の確定による国県補助等返納金となります。

重藤医療保険課参事

続きまして、診療施設勘定白河診療所についてご説明させていただきます。16 ページをお開き願います。

最初に歳入の補正でございますが、3 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、運営費繰入金 791 万 9,000 円の補正減でございます。これは、前年度繰越金の確定により減額するものでございます。4 款繰越金 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴う、796 万 8,000 円の補正増でございます。17 ページをお開き願います。続きまして、歳出の補正の主なものでございますが、1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 説明欄 3 の診療所維持管理費につきましては、屋外休憩所の修繕料として 37 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。3 款施設整備費 1 項施設整備費 1 目施設整備費 説明欄 1 の施設整備費につきましては、心電図データ記憶用のノートパソコンの取替費用として 16 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

関口委員長

以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。  
討論ございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。議案第 82 号 平成 30 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 6. 議案第 83 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)

関口委員長

続いて、議案第 83 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)について議題とします。執行部からの説明を求めます。

服部医療保険課長

議案第 83 号 平成 30 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。1 枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,348 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,902 万 6,000 円とするものです。3 ページをお開き願います。歳入の補正で、3 款繰入金 1 項一般会計繰入金につきましては、881 万 6,000 円の補正増で、人事異動による人件費としての事務費繰入金です。4 款繰越金 1 目繰越金は、前年度繰越金として 466 万 4,000 円の補正増です。続きま

して、4ページの(歳出)の補正になります。2款 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成29年度分納付金精算等により466万4,000円の補正増をお願いするものです。説明につきましては、以上でございます。

関口委員長

以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。討論ございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。議案第83号 平成30年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

岩本委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 7. 議案第88号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第1号)

関口委員長

続いて、議案第88号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第1号)について議題とします。執行部からの説明を求めます。

伊藤介護福祉課長

議案第88号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。1枚目をお開き願います。第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億994万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341万1,000円とするものでございます。2項は省略させていただきます。平成30年9月4日提出小美玉市長でございます。4ページをお開きください。2. 歳入についてご説明いたします。7款繰入金 1項一般会計繰入金 5目その他一般会計繰入金 1節事務費繰入金につきまして、289万4,000円の補正減をお願いするものでございます。事務費繰入金でございますが、職員異動による給与費分でございます。8款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 1節繰越金でございますが前年度繰越金としまして8,032万4,000円の補正増をお願いするものでございます。続きまして歳出について説明いたします。5ページをご覧ください。1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費につきましては、職員給与費に関する補正でございますので、説明は省略させていただきます。3款地域支援事業費 2項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的支援事業費 34万4,000円の補正減をお願いするものです。職員給与費につきましては説明を省略させていただきます。

コード2包括的支援事業運営費 63万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内訳でございますが、委託料58万4,000円の補正増につきましては、介護保険改正等に伴う地域包括支援システムの改修委託料でございます。負担金5万円の増につきましては、研修等の参加負担金をお願いするものでございます。6ページをお願いします。4款基金積立金 1項基金積立金 1目介護給付費準備基金積立金でございますが、コード1基金積立費、介護給付費準備基金積立金といたしま

して6,436万9,000円の補正増をお願いするものでございます。5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目第1号被保険者保険料還付金につきまして26万3,000円の補正増をお願いするものです。コード1第1号被保険者保険料還付事業26万3,000円につきましては、保険料還付金でございます。3目償還金につきましては、946万の補正増をお願いするものでございます。コード1償還金支払事業でございますが、平成29年度事業費の決定による国・県への補助金等返納金でございます。

次に2項繰出金 1目他会計繰出金559万8,000円でございますが、介護給付費や地域支援事業費の過年度清算分といたしまして、一般会計への繰出金559万8,000円の補正増をお願いするものでございます。つづきまして、9ページの介護サービス事業勘定の補正についてご説明いたします。12ページをお開きください。

2歳入について説明いたします。3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 1節繰越金でございますが前年度繰越金として24万8,000円の補正増をお願いするものでございます。次に、3歳出でございます。1款サービス事業費 1項介護予防支援事業費 1目介護予防支援事業費 補正額24万8,000円の補正増をお願いするものでございます。コード1介護予防支援事業費24万8,000円でございますが、消耗品19万8,000円につきましては、ファクシミリ用トナー、個別フォルダー等でございます。修繕料5万円の補正増につきましては、公用車の修理費でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

関口委員長

以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

荒川委員

マイクを使われているようですが、とぎれとぎれになってご苦労さまです。8億の繰越金予算の付け方とかこの辺の中身はどうなんでしょうか。

伊藤介護福祉課長

失礼しました。  
繰越金8,032万4,000円ございまして、こちらにつきましては今回このうちの6,436万9,000円を積立金ということでお願いするものでございますけれども、3年に1回介護保険料の見直しがございますが、今回も第7期のときに現在4億程度の積立準備基金がありますが、そのうち3億程度は今回も第7期で取り崩して保険料が余りあがらないようにということで取り崩してございます。あくまでも予想でございますので全部取り崩すかどうかは分かりませんが、そういうことで積み立てるものでございまして、8,000万円が多いということはないとは思ってはおります。以上でございます。

荒川委員

分かりました。適正な額だということだね。ありがとう。

関口委員長

ほかにいかがでしょうか。

鈴木副委員長

総論的なところになると思うんですが、介護保険の予算が今度合計で39億となると思うんですが、後期高齢者のほうがだいたい5億3,000万円ぐらいで国民健康保険予算総額で56億円ぐらい。こうやってみると後期高齢者より介護保険が随分だなのと思うのですが、これからどれぐらいの人が介護保険利用して介護になっているという小美玉市ではどれぐらいの人数の人にこの予算使われているのでしょうか。

伊藤介護福祉課長

現在認定者の推移ということで実績ではございますが、平成27年度にはおよそ2,005人、平成28年は2,020人、29年度については2,049人が介護認定を受けております。全員がサービスを受けるということではございませんけれども、このうちの8割程度はサービスを受けているということでございます。29年度実績参考でござ

いますが、要介護5一番重い方は286名、4の方が301名、3の方が303名、要介護3までの方は施設利用も入所そういうことも可能です。在宅も大丈夫でございます。要介護2の方が440名、要介護1の方が418名ということで、この方については主に在宅とか通所介護に行きサービスを受ける、そういうサービスが主なものになると思います。そのほかに支援要望、よく要望という形で要支援1の方が161名、2の方が142名という方で、この方は介護サービスを受けることが可能な方々でございます。今回第7期ということで3年間の計画ということで保険料も算出しておりますが、こういった方がなるべく増えないように介護予防に力を入れていきたいと思っております。以上です。

鈴木副委員長

そうすると、約40億円の2,000人ぐらいで単純計算で割っちゃうと、1人200万円ぐらい年間平均すると40億を2,000人で割って1人200万円ぐらい要支援に年間平均するとそういう概算計算でよろしいでしょうか。

伊藤介護福祉課長

平均しますとそうなるかとは思いますが、段階ごとに使える金額が決まっているんですね。要介護正式ではないんですけども、要介護5になると月辺り33万ぐらい使える。そのうちの1割は本人負担。要支援の方は10万円程度というような形で段階によって使える金額が、これはちょっと正確ではないんですけども、そういう形になっておりますのでその重さによって使える金額も決まっていますので、平均と言われればそれはそれで平均ですけども。以上でございます。

関口委員長

ないようなので以上で質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。討論ございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。議案第88号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 8. 議案第100号 指定管理者の指定について

関口委員長

続いて、議案第100号 指定管理者の指定について議題とします。執行部からの説明を求めます。

小貫健康増進課長

議案100号「指定管理者の指定」につきましてご説明させていただきます。  
「指定管理者の指定」についてでございますが、小美玉市健康増進施設(小美玉市小美玉温泉ことぶき)を管理する指定管理者について、別紙のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。  
提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、小美玉市健康増進施設(小美玉市小美玉温泉ことぶき)を管理する指定管理者を指定するため、この案を提出するものでございます。2枚目をご覧ください。全員協議会でも説明させていただきましたが、指定管理の対象施設は「小美玉市小美玉温泉ことぶき」、募集方法は市のホームページ及び広報紙で公募し、応募団体は「福島県にある磐城実業株式会社」「千葉県にある塚原緑地研究所株式会社」「小美玉観光協会」の

3団体ございました。小美玉市指定管理者選定委員会において、申請団体のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、審査を行った結果、「磐城実業株式会社」を候補者として選定し、この度、指定管理者の指定に係る議案を提案させていただきました。指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。なお、参考までに、「磐城実業株式会社」が運営している、いわき健康センターと、なか健康センターのパンフレットをお手元にお配りいたしましたので、ご覧ください。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

関口委員長

以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑は挙手によりこれを許します。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。  
討論ございますか。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ないようですので討論を終結いたします。  
これより採決に入ります。議案第100号 指定管理者の指定について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」と呼ぶ声)

関口委員長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 9. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

関口委員長

続いて、請願第1号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について議題といたします。  
請願の内容について事務局からご説明をお願いします。

深作書記

それでは「請願第1号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度 堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について説明いたします。本請願第1号は、提出者、茨城県水戸市笠原町 978-46、茨城県教職員組合 代表 杉山 繁様ほか188名から平成30年8月22日に提出され同日受理しております。紹介議員は木村喜一議員でございます。請願の内容でございますが、1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費 国庫負担制度を堅持すること。の2点でございます。毎年、こちらの教育関係の請願はだされておられ、小美玉市議会では採択としております。以上です。

関口委員長

この請願は、毎年この時期に提出されています。毎年、採択にはなっております。以上を踏まえ、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。ご意見のある方は挙手によりこれを許します。

各委員

(「なし」と呼ぶ声)

関口委員長	ないようですので次に討論に入ります。討論ございますか。
各委員	(「なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。請願第1号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり採択すべきものと決することにご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」と呼ぶ声)
関口委員長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり採択すべきものと決しました。 以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了しました。
<b>7. その他</b>	
関口委員長	続いて、その他に入ります。 議会案件となりますが、内容によっては執行部に意見を求める場合がございますので最後までお願いします。 議会報告会の質疑に対する回答について、資料1のA3横になります。皆さんお手元にあると思いますが、文教福祉常任委員会として回答すべきものとして一覧にしたものであります。委員会の回答案をまとめてみましたので、委員会の回答としてよろしいかご意見をいただきたいと思います。まず、美野里会場から順に確認していきたいと思います。
鈴木副委員長	では委員会の回答を読み上げます。 質問1つ目、小中学校のエアコン運用について、 ・小中学校のエアコンを上手に活用して欲しい。 ・使用状況を文教福祉常任委員会メンバーが抜き打ちで視察して欲しい。 ・父兄が行った時や、保健の先生から言われないとつけていない様子。 という質問に対し当委員会といたしましては、 ・小美玉市小中学校空調設備運用指針を定めており、適切に運用するよう毎年各校に周知をしているとのこと。議会といたしましても、子どもたちの生命にかかわることですので、引き続き適切に運用されるよう教育委員会および各学校に要望していきます。という委員会の回答です。
関口委員長	執行部からの回答というものを参考にして委員会の回答といたしました。委員の皆さんいかがでしょうか。この回答で。ご意見をいただきます。 お声がないようですからこの内容で回答するということではよろしいですね。
各委員	(「はい」と呼ぶ声)
関口委員長	次に玉里会場の質問がございます。 鈴木副委員長お願いします。
鈴木副委員長	救急医療についての質問内容は、 ・病院を作るだけではなく、救急医療、一次救急についてドクターカー導入など、消防と病院が連携した運営を検討いただきたい。 当委員会の回答といたしましては、 ・小美玉市医療センターは、民間移譲によりH32.4月の新病院の開院を目指しています。救急医療は、これまでどおり一次救急を行う予定で、引き続き消防との連携

を図りながら地域医療存続に努めるよう古宿会，執行部へ要望していきます。という回答案になっております。

関口委員長

執行部の回答をもとにして，委員会の回答を作りました。このことについて追加する場合あるいは新たにご意見がございましたらお願いします。この回答でよろしいですね。

各委員

(「はい。」と呼ぶ声)

関口委員長

続いて小川会場から2つあります。  
まず1つ目の図書館司書について、鈴木副委員長お願いします。

鈴木副委員長

・小川図書館に行った時に、図書館司書0人と聞いたが図書館法では置かなければならないのではないか。という質問内容でした。  
当委員会の回答といたしましては、  
・文部科学省告示の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、図書館の設置者は司書等の確保に努めることとなっていることから、平成30年9月1日付けで司書資格を持つ職員を配置したとのことです。これからもより専門的なサービスが実施できる体制を整えるよう要望していきます。という回答になっております。

関口委員長

執行部の回答に習って委員会としてこのような回答をしております。委員の皆さんいかがですか。この回答でよろしいですね。

各委員

(「はい。」と呼ぶ声)

関口委員長

次にスポーツ推進課の回答について、鈴木副委員長お願いします。

鈴木副委員長

スポーツ推進課の対応についての質問内容ですが、  
・岩崎恭子さん来訪の件でスポーツ推進課に尋ね、来ないことになったと聞いたが、実際は来ていた。  
・また、玉里B&Gの料金表と使用料が違う矛盾した書類があったり、職員の説明も曖昧でわかりづらい。  
・市民のための施設として使いやすいたうお願いします。という質問内容でした。  
当委員会の回答といたしましては、  
・説明や対応に至らないことがあり、大変ご迷惑おかけしたことにお詫びいたしますとの回答をいただきました。  
・市と指定管理者の間できちんと情報の共有などしっかり連携をとり、分かりやすさを心がけ、市民の皆様が親しまれる施設運営を行うよう要望いたしました。という回答案になっております。

関口委員長

いかがでしょうか。この回答でよろしいですか。

各委員

(「はい。」と呼ぶ声)

関口委員長

では4つの回答をお示ししたいと思いますので、この委員会ではこのような回答をいたします。ありがとうございました。  
続きまして、視察研修の件なんです事務局のほうで。  
それでは、委員会所管になりますので、視察研修については委員の皆さんだけでやりたいと思いますので、ここで閉めたいと思います。ご苦労さまでした。では、副委員長お願いします。

鈴木副委員長

それでは、本日の協議は全て終わりました。

これを持ちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

関口委員長

委員の皆さまもう少しお付き合いください。

先ほど議会報告会の回答について案を作りました。皆さんからそれでいいでしょうという回答をいただきました。委員さんのほうから議会報告会のあり方について何かあればこの際ですから聞いときたいなど。そして来年の参考にしたいということなんですがいかがでしょうか。よろしいですか。またあとで考えてみて25日もありますからね。ではこの委員さんの中ではいまのところは無いということですね。確かにあり方を少し検討しなくてはならない時期に来ているのかなというふうに思います。いろいろ皆さまのほうで考えておいていただきたいと思います。

それでは、視察研修のことについて事務局のほうで説明をお願いします。

深作書記

それでは、文教福祉常任委員会管外行政視察研修ということで、10月24日から25日にかけて、大阪府池田市（小中一貫教育の取り組みと現状）ということで、1日目に視察を行いまして、2日目に兵庫県姫路市（すこやかセンター）こちらは子どもから高齢者までが利用できる複合施設ということで、そちらの施設のほうの視察研修を行いたいと思います。資料については資料2になりまして、視察依頼内容として表紙のほうに書いてある内容で依頼のほうはさせていただいておりますが、このほか委員の皆さまの中で聞きたい内容とかがあれば今定例会中にでも事務局のほうにお伝えいただければ有り難いと思いますのでよろしくをお願いします。

参考として1ページから12ページが小中一貫教育の取り組み等の現状ということで、池田市のほうのリーフレットを付けさせていただいております。13ページからにつきましては、すこやかセンターの施設案内のほうを付けさせていただきました。以上です。

関口委員長

視察研修について事務局のほうから説明がありました。

いま資料2番目のほうの質問事項について4項目出しているそうです。そのほかに皆さんのほうから小中一貫校教育の取り組みについてこういうことを聞きたいとかありましたら、いますぐと言ってもなんだろうから事務局のほうへ出しといていただければよろしいかなというふうに思います。そのとおりに質問しても構いませんし、なかなか回答しづらい部分については先駆けてお願いしといてほしいかなと思います。

石井委員

池田市のほう結構前に小中一貫進んでいるので、跡地利用のほうも聞きたいと思うんですけど。いまだどういふ状況になっているのかお聞きしたいと思うんですけど。

関口委員長

池田市はどのくらいになっているの一貫校になって。

深作書記

本格実施は平成26年というふうに伺っております。池田市は施設一体型になっているところが1箇所なんです。あとは分離連携型という方式をとっているみたいで、施設一体型が一番最後にできたほそごう学園、跡地利用ということだったらここの話ししかないのかもしれないんですけど。送ってみます。

石井委員

はいすみません。

関口委員長

あとはどうなっているんだということはその時で。

深作書記

大丈夫だと思います。

荒川委員

わたしはやる前に見て来たそういう関係で、学力的な問題も小中一貫になったので学力的な問題は、先生同士がカリキュラムを作るのにいろいろ苦慮した点とかい

ろいろあると思うんだよね。そういうのも聞きたいと思うんです。内部の細かい。結局インフラ財産的な問題ばかりではなくて、内部の子どもたちの状況とか先生らがどういうふうなのをこうあれしたのか。

関口委員長

学力的なことがどう変わってきているのか。

荒川委員

だから1, 2, 3, 4年生と5, 6, 中学1年で、中学2, 3年を一段階にして3つのグループにしているわけだからその成果を聞いてみたいと。これからの時代はただ建物を一緒のところにして小中一貫時代だというばかりではなくて、教育方針そのものが変わっていかねばならない。わたしらが行った時にはつくばの春日学園、茨城はもっと進んでいるところがあるでしょうと。近くにあるんじゃないと言われたくらい。うちのほうまで来なくてももっと近くで勉強したほうがいいんじゃないかと冗談言われた時もあるけども、つくば辺りはそういうような方式で小中一貫の教育方針をやっていると。それがまず小美玉合併となると合併に伴った小中一貫校のやり方、方法と両方あると思います。その辺を聞きたいと思います。

関口委員長

そのことについては前もって。

深作書記

送っておきます。

戸田委員

だいたい決まっているんだからそんなに大きな差はないでしょ。方向付けは決まっちゃってるんだから。

関口委員長

方向付けはね。

荒川委員

こっちはね。

関口委員長

ほかにどうですか。  
それでは、そういうことで24日25日研修に行きますので、よろしく願いしたいと思います。  
出席のほうは。

深作書記

出欠のほうは、先にご案内させていただいたときには今日までに欠席の場合には連絡をいただきたいということで文章を出させていただきましたけども、今日もし都合が悪いと決まっている方は言ういただければ有り難いと思いますのでよろしく願います。

関口委員長

では、全員出席ということでありがとうございます。  
さっき閉会宣言したからいいんだね。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後0時4分